

子ども虐待防止オレンジリボン運動

子どもへの虐待を なくそう!

～今、あなたにできることがあります～



「オレンジリボン運動」は、子どもへの虐待をなくす輪を広げる運動です。

親や養育者による虐待によって、子どもたちの命や心が奪われ、傷ついています。

子ども虐待について理解し、子ども虐待をなくすために、ぜひあなたの力をかしてください。

「子ども虐待」ってどういうこと？ どう

「子ども虐待」という言葉を、聞いたことがあると思います。テレビニュースや新聞で見たり聞いたりすると、特別な事件に見えるかもしれませんが、虐待はみなさんの身近で起こっている行為です。ここ数年、虐待による死亡事例は年間70件を超えており、週に1人が犠牲になっているほどです。また、死亡に至らなくても体や心に傷を負っている子どもたち、助けを求められない子どもたちがとてもたくさんいるのです。

子どもへの虐待対応件数は増え続けています

テレビ・新聞などの報道や、児童虐待防止法が施行され「189」児童相談所虐待対応ダイヤルが普及したことにより、虐待に関心を持つ人が増えています。そのため、児童相談所への児童虐待に関する相談件数が増え（右ページグラフ参照）、児童相談所による虐待対応件数も増えています。

親子を取り巻く環境が変わってきています

数十年前まで、子どもは大家族や、地域の大人の目に見守られながら育ってきました。しかし、核家族化が進み、親子だけで、家庭の中で過ごす時間が増えているようです。また、地域でのつながりが薄れてきたこともあり、育児の悩みを気軽に相談できる相手も少なく、親子が家庭の中で孤立している状況も多く見られます。

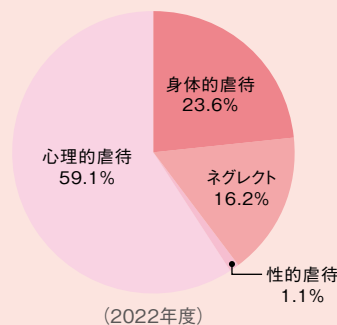
子どもの心や体が傷つく行為なら、それは虐待です

虐待のニュースが流れるたび、虐待した親や養育者は「しつけのためにやった」と言うことが多いようです。もちろん親の責任として、生活習慣や社会のルールを教えなければなりません、そのためには子どもの権利を尊重した子育てが求められます。子どもの心や体を傷つけるような行為は「しつけ」ではなく「虐待」です。親や養育者がさまざまな原因によるストレスを抱え、そのはけ口が弱い存在である子どもに向けられてしまっているともいえるでしょう。



さまざまな子どもへの虐待があります

虐待は大きく分けて4種類あります。虐待の内容を見ると、最も多い心理的虐待が59.1%。身体的虐待が23.6%、ネグレクトが16.2%、性的虐待が1.1%となっています。



身体的虐待

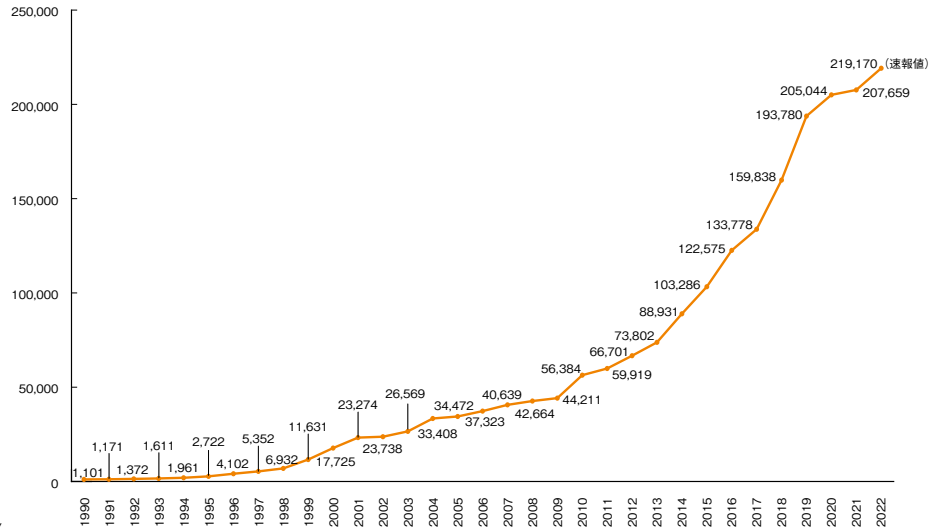
- ・打撲傷、あざ(内出血)、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、殺傷、たばこなどによる火傷などの外傷を生じるような行為。
- ・首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物をのませる、食事を与えない、戸外にしめだす、縄などにより一室に拘束するなどの行為。
- ・意図的に子どもを病気にさせる。など

して増えているの？

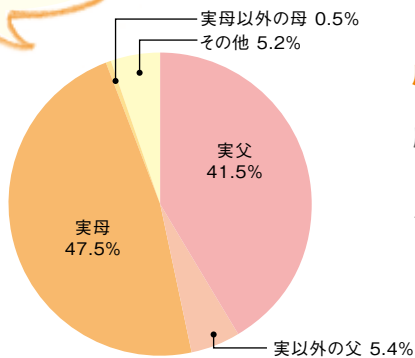
データ出典：こども家庭庁「令和4年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数(速報値)」
 厚生労働省福祉行政報告例<2022年>
 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第19次報告)
 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する
 専門委員会<2023年>

児童相談所における児童虐待相談対応件数は30年で約200倍にもなっています

全国の児童相談所における虐待に関する相談対応件数は、調査を始めた1990年当時では1,101件でしたが、2022年は21万9,170件(速報値)となり、30年で約200倍にも増加しています。また、2010年の5万6,384件と比べても、約3.9倍となっています。



主な虐待者

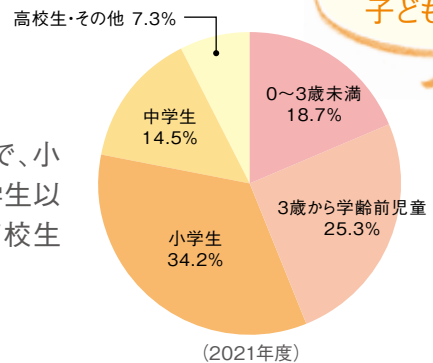


虐待者の約5割が実母、4割以上が実父です

虐待者でもっとも多いのは実母で、2021年の調査では全体の47.5%を占めています。実父の割合は41.5%ですから、実父母からの子どもへの虐待が全体の9割近くとなっています。

4割以上が小学校入学前の小さな子どもたちです

0～3歳未満が18.7%、3歳から学童前児童25.3%ということで、小学校入学前の子どもの合計が44%にも及んでいます。また、小学生以上に対する虐待は、小学生へは約34%、中学生へは14.5%、高校生(その他)への虐待は7%台で推移しています。



虐待を受けた子どもの年齢

性的虐待

- 子どもへの性交、性的行為(教唆を含む)。
- 子どもの性器を触る又は子どもに性器を触らせるなどの性的行為(教唆を含む)。
- 子どもに性器や性交を見せる。
- 子どもをポルノグラフィーの被写体などに
など

ネグレクト

- 子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど。
- 子どもの意思に反して学校等に登校させない。子どもが学校等に登校するように促すなどの子どもに教育を保障する努力をしない。
- 子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない(愛情遮断など)。
- 食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢、など
- 子どもを遺棄したり、置き去りにする。
- 祖父母、きょうだい、保護者の恋人などの同居人や自宅に出入りする第三者が身体的虐待、性的虐待、心理的虐待を行っているにもかかわらず、それを放置する。
など

心理的虐待

- ことばによる脅かし、脅迫など。
- 子どもを無視したり、拒否的な態度を示すことなど。
- 子どもの心を傷つけることを繰り返すことなど。
- 子どもの自尊心を傷つけるような言動など。
- 他のきょうだいは著しく差別的な扱いをする。
- 配偶者やその他の家族などに対する暴力や暴言。
- 子どものきょうだいに、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待を行う。
など

(出典：子ども虐待対応の手引き)

「子ども虐待」についてのギモンQ&A

子どもへの虐待についての疑問をQ&Aとしてまとめました。

基本的な知識ですから、ぜひ知っておきましょう。

虐待についてきちんと知ることが、子どもを虐待から守ることにつながります。

Q
QUESTION

しつけと虐待は違いますか？

A
ANSWER

子どもが耐え難い苦痛を感じれば、虐待です。

いくらしつけのためと思っていても、虐待にあたる行為は認められません。「しつけ」とは、子どもの人格や才能などを伸ばし、社会において自立した生活を送れるように子どもをサポートして社会性をはぐくむ行為と言えます。その行為に対して子どもが耐え難い苦痛を感じることであれば、それは虐待であると考えべきです。

保護者が子どものためだと考えていても、過剰な教育や厳しいしつけによって子どものこころや体の発達が阻害されるほどであれば、あくまで子どもの側にとって判断し、虐待と捉えるべきでしょう。

こども家庭庁・支援局 虐待防止対策 <https://www.cfa.go.jp/policies/jidougyakutai/>



Q
QUESTION

子育てには体罰も必要なのではないですか？

A
ANSWER

体罰等は法律で禁止されています。

体罰や暴言を受けた子どもは、身体的なダメージだけでなく、長期的には脳の発達にも深刻な問題が生じることがあります。この脳への影響は、適切な環境とケアが提供されれば改善する可能性があります。安全な環境を提供することで、子どもはストレスとうまく付き合えるようになり、脳の回復も促進されます。脳の変化は心理的虐待やネグレクト等の他の虐待でも起こる可能性があると言われていています。こうした状況から、民法や児童虐待防止法では、親権者から子どもへの体罰等が禁止されています。だからこそ、体罰等のない社会を目指して、人々の意識を変えることや、地域社会全体で体罰などによらない子育てを応援することが必要なのです。

友田明美『子どもの脳を傷つける親たち』(NHK出版新書、2017年)

「子ども虐待」 心のメッセージ

虐待を受けた子ども、虐待をしてしまったお母さんからの手紙をご紹介します。傷ついた子どもの様子と、子育てに苦しむお母さんの様子から、子ども虐待への対応には、子どもを守り、子育てをする親や養育者を支える視点が必要なことがわかります。

※事例は、手紙集「被虐待児からのメッセージ 凍りついた瞳が見つめるもの」椎名篤子編(集英社)より



子どものつぶやき



「父に体をなでまわされる」

幼稚園くらいまで、父と一緒に寝ていましたが、明け方になるといつも私の体をなでまわしていました。小学生になり、やっとひとりの布団で寝ることができるようになった頃、両親からの暴力が始まりました。それに弟も加わり、学校ではいじめられ、居場所がなく、近所の公園で木や草に話しかけ、野良猫と遊ぶときがいちばん安らげるときでした。



お母さんのつぶやき

Q 虐待は、子どもの心にどんな影響を及ぼしますか？

QUESTION

A 自分を大切に思えず、心に受けた傷に一生苦しむこともあります。
子ども虐待とは、子どもが耐え難い苦痛や、なす術のない無力感を味わうことだと言えます。虐待を受けた子どもには、非常に低い自己評価が特徴的にあらわれます。それは親や養育者から「おまえは何をしてもだめなのだ」「要らない子どもだ」というメッセージを有形無形に受け、自分の存在を肯定できなくなるからです。
自分を受け入れてくれる人や居場所が見つからず追い詰められたり、自分に自信がなく、対人関係を作るのが苦手な社会生活でも苦勞するなど、一生に影響を与えることもあります。

Q 虐待された子どもには、どんなケアが必要ですか？

QUESTION

A 子どもたちには育ち直しや長期間の支援が必要です。
虐待を受けた子どもは、早期に発見して支援することで、安全に守られる生活を保障し、必要に応じて治療的環境に置くことが必要です。心のケアとして、保護者の代わりに大人が1対1の信頼関係を築き、愛着を結ぶ「育ち直し」が必要ながあります。虐待を受けた子どもが大人になっていくとき、自信がなく不安であることも多く、就労、結婚、子育てなど、継続して支えていくことも大切です。



Q 子ども虐待を通告するのは、よその家庭に干渉するようで気が引けます。

QUESTION

A 一刻も早く子どもを支援し、命を守るために、通告が必要です。
「虐待を通告する」というと、ものものしい感じを受ける方もいるかもしれませんが、関係機関に対して虐待についての情報を伝え、子どもや保護者への支援をスタートさせるきっかけとなるのが通告です。虐待をしている場面を確認しなくても、虐待が起きていると思ったら通告してください。もし、虐待でなかったとしても、責任を問われることはありません。
通告については10ページも参照してください。

「ビンタを止められない」

息子の2歳の反抗期頃から私の強さ、わがままに耐えきれず、ぶったり、けったりが始まって、かわいいときにくらいときがものすごいギャップのある生活でした。私自身がパニックになって息子をビンタしたりしているときは止められない状態になり、殺してしまうのではないかと感じていました。子どもと対立して、子どもを負かすために殴っていたと思います。

「あんたなんか死ね」

5歳と2歳の女の子の母親(31歳)です。上の子に「あんたなんか死ね」「嫌われ者」「大キライ」など、毎日何回も言っています。一日のうちで急に悲しくなったり、子どもを怒ってみたり、たたいたり、殴ったりもします。体じゅうの血液が逆流するようになり、人格も自分でも別人のようになっていると思います。

「ミルクをあげるのがおっくう」

夫に借金があるのがわかり、息子が6カ月になった頃から、泣き声が耳につき、だんだんうるさくなりました。息子はいい子なのに、私はミルクをあげるのがおっくうで、お腹がすいて泣くのを放っておくのです。息子は泣き疲れ、指をしゃぶりながら眠ってしまいます。申し訳なさで涙が出ますが、また、同じ事をしてしまう二重人格の私がありました。

「私は子どもを虐待しているかも？」 虐待してしまうのは、どんな場合なのでしょう？

多くのお母さんやお父さんは、子どもを愛しみ育てたいと思っているでしょう。
でも、子どもへの虐待は起こります。なぜなのでしょう？

虐待は、どこの家庭でも起こりうるものです

情報が氾濫している今、「こうしなければならない」「こうでなければならない」というプレッシャーが親を追いつめ、完璧な親になろうとして、うまくいかずに、子どもに当たってしまうことがあります。パートナーが仕事中心で育児に協力してくれない、核家族化で親しく相談できる人がいないなど、現代社会が抱えている問題が背景に潜んでいることもあり、子ども虐待は、どの家庭でも起こりうることだと言えます。

虐待を引き起こす要因は何でしょう

虐待の背景は複雑で、親や養育者が抱える事情がいくつも重なって起こるようです。
要因には、以下のようなことが挙げられています。

さまざまな要因

- 育児に不安がある
- パートナーが育児に協力してくれない
- 夫婦の仲が良くない
- 経済的に苦しい
- 保護者の就労が不安定である
- 孤立した子育て
- 養育者が自分の親との葛藤を抱えている
- 虐待の世代間連鎖
- 産後うつや保護者のメンタルの問題
- アルコール等の依存症
など



※連鎖を起こすのは、虐待を受けた人の約3分の1程度という報告があります。

子ども虐待を受けた人のすべてが連鎖を起こすのではなく、その他の多くの人たちは一生懸命に子育てしています。

虐待しそうになった時、すぐできること

子どもを虐待しそうになってしまったら、すぐに今できる右の対処法を思い出しましょう。
気持ちを落ち着かせて、冷静になることが大切です。そして自分だけで想いを抱え込まずに、電話相談するなど、助けを求めましょう。
気持ちが穏やかなときに、右の3つの方法を確認しておきましょう。

子どもから離れて、部屋の外に出てみましょう



子育てに悩みや不安を感じたら

子育てに不安を感じたら、誰かに相談しましょう。育児の悩みが募ると、子どもへの虐待につながってしまうこともあります。思い詰めてしまう前に、育児の相談をしたり、お母さん同士で交流することで、悩みが軽減されたり、解決の糸口がつかめることもあります。詳細については、あなたのお住まいの市区町村におたずねください。

♡ LINE・電話相談を利用しましょう

子育てしていて、つらいことはありませんか？
ひとりで苦しみ、悩みを抱えていないで、電話やLINEで相談してみませんか？
思わず子どもを叩いてしまいそうになったら、相談してみませんか？誰かに自分の気持ちを話すことで、あなたはひとりではなくなると思います。

☎ 児童相談所相談専用ダイヤル
0120-189-783

親子のための相談LINE



♡ 育児支援のためのサービスを利用しましょう

- 支援を必要とする家庭への訪問
- 妊娠前から出産後の母親への家庭訪問
- 保健師などによる乳幼児家庭訪問
- 家事・育児支援サービス
- ショートステイ
- 一時保育
- ファミリー・サポート・センター事業など

♡ 地域の子育て支援の場を利用してみましょう

- 子育てサークル
- 地域子育てひろば
- 親子カフェ
- 子ども食堂 など



♡ 市区町村の窓口や専門職に相談しましょう

- 乳幼児健康診査
- 保健師、保育士、医療関係者などへの相談など

大きく深呼吸してみましょう



上げたその手で、スマホを持って、相談しましょう。



子ども・家庭を支える子ども虐待防止

子ども虐待の早期発見・早期対応・再発防止には、地域の関係する機関による連携した支援が大変重要です。制度として要保護児童対策地域協議会が設置されており、地域社会のネットワーク作りが図られています。子ども虐待についての情報を持っている方は、最寄りの機関へご相談ください。

(地域によって名称や活動内容が異なることがあります。)

市区町村子ども家庭センター

関係機関の連絡調整を行います。地域の資源を活用して子育てを支援し、必要な事例については児童相談所につなげます。

病院・診療所

子どものケガの治療などで、虐待を発見するケースがあります。



学校・幼稚園

子どもが毎日通うので、気になる様子や変化を察知できます。必要に応じて市区町村や児童相談所などと連携を取ります。



子ども

保育所・認定子ども園

毎日通う場ですから、親子の気になる様子に気づきやすいのが特徴です。



近隣住民(すべての国民)

頻繁な泣き声や怒鳴り声、子どものケガや身なりなど、「虐待では?」と気になることがあったら通告しましょう。



居場所、子ども虐待に関わる民間団体

子どもの居場所の提供・支援などを通して、子ども虐待防止に関わる活動を行っています。



民生委員・児童

地域の人などからの情報があれば、市区町村を行います。



のネットワーク

児童相談所

虐待の通告を受け、専門職による調査・診断などを経て親子を支援したり、里親委託や施設入所の手続きをします。



保健所・保健センター

健診や健康相談などを通して、気になる親子がいれば、市区町村や児童相談所などと連携して援助や支援を行います。



児童家庭支援センター

虐待や非行等の問題に対し、子どもや家庭、地域住民などからの相談に応じます。



地域子育て支援拠点

育児相談などを通して、気になる親子がいれば、市区町村や児童相談所などと連携して援助や支援を行います。



児童発達支援センター

相談や療育訓練を通して、子どもの様子をキャッチし、気になる親子がいれば、市区町村や児童相談所などと連携して援助や支援を行います。



福祉事務所

子ども、お年寄り、障害者への福祉サービスの総合窓口です。気になる親子がいれば、市区町村や児童相談所などと連携して援助や支援を行います。



警察

地域の住民からの通報によって出動し、児童相談所と連携しながら活動しています。

・家庭



委員・主任児童委員

報によって、気になる親子と連携して援助や支援を



「子ども虐待」かなと思ったとき、あなた

「近所の人虐待しているのでは?」と感じたら、どうせ人ごと……、関わりたくない……という意識は捨てましょう。子どもがひどい状況に置かれているかも知れません。子どもはほとんどの場合、自分から助けを求めることができませんから、子どもを救うために、あなたが、ぜひ行動を起こしてください。

「虐待かな?」と思われる子どもや家庭を知った人は、迷わず通告しましょう

体に殴られたようなあざや切り傷をつけた子どもがいる、汚れた衣服を着て食事を与えられていないような子どもがいる、子どもが厳冬期に戸外に長時間出されている、子どもの姿は見たことがないけれど火がついたように泣いているのがいつも聞こえる、小さな子どもを残して両親がいつも外出し食事や世話を十分にしていない……。このように、著しく様子がおかしい、適切な養育を受けていない子どもがいるようだ、と気づいた方はお住まいの市区町村または児童相談所に通告してください。



● 「虐待といいきれない」と迷ったら、相談してください。

あなたからの相談が、苦しい思いをしている親子がよき援助者に出会えるきっかけになるはずです。

● 事実を目で確認しなくても、匿名でも通告することができます。

相談した人が誰かを特定するような情報は、必ず守られます。

結果として虐待でなくても、通告した人が責められることはありません。

虐待ともいえないけれど、
ちょっと危なっかしい…

「子どもをひどく怒っている」……など、日常的ではないけれど、気になる親子の様子があったら、可能なら声をかけてみましょう。

育児の悩みを話せる相手がいれば、もしかしたら心が少しおだやかになれるかもしれません。でも、あなたが受け止めきれなかったら、無理することなく、お住まいの市区町村や児童相談所へ連絡しましょう。

「全国 子育て・虐待防止相談窓口」

● 虐待かなと思ったら…

児童相談所虐待対応ダイヤル

☎ **189** (いちはやく)

● お住まいの市区町村の窓口へ

● 緊急の場合は最寄りの警察へ



子どものこんなサインを見落としていませんか?

ちょっとした「目くばり」「気くばり」で、子どもを虐待から救えます。

右のサインが見られたら、様子を見守り、市区町村や児童相談所への相談をお願いします。

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 不自然な傷や打撲のあと | <input type="checkbox"/> 夜遅くまで一人で遊んでいる |
| <input type="checkbox"/> 着衣や髪の毛がいつも汚れている | <input type="checkbox"/> 一時間以上泣き続けたり、一週間以上毎日泣くなど心配な様子がある |
| <input type="checkbox"/> 表情が乏しい | |
| <input type="checkbox"/> おどおどしている | <input type="checkbox"/> 「痛い」「やめて」という声が聞こえる |
| <input type="checkbox"/> 落ち着きがなく、乱暴になる | <input type="checkbox"/> 親を避けようとする |

にできること

保護された子どもは、どんなところで暮らすことになるの？

虐待を受けた子どもが危機的な状況にあると判断された場合などには、児童福祉法によって児童相談所が一時保護します。その後、家に帰せないと判断された子どもは、児童福祉施設に入所したり、里親さんのもとで暮らすことになります。関係する児童福祉施設には、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設などがあります。

里親・ファミリーホーム

虐待を受けた子どもや家庭で養育できない子どもを家庭と同様の養育環境で家族のように育てるのが里親です。子どもが地域において里親から暖かい愛情を注がれながら暮らすことができるとても大切な制度です。なお、里親に対しては相談や養育援助などの支援が行われています。

全国里親会
(<https://www.zensato.or.jp/>)



里親さんになろう

お問い合わせ 地域の児童相談所まで

里親になりたい場合

児童相談所に申請し、児童相談所が申請者の家庭の状況などを調査。その後、里親になることが適当と認められると、知事が里親として認定します。里親への子どもの委託は、登録された里親の中から児童相談所が決定します。子どもを養育している間は、里親手当、子どもの生活費や教育費などが支給されます。

乳児院

乳児(1歳未満児)や幼児を養育する施設です。家族に対しても養育に関する相談やアドバイスを行っており、入所した子どもの6割以上が親や親族の元に帰ります。

全国乳児福祉協議会
(<https://www.nyujiin.gr.jp/>)

児童養護施設

虐待を受けた子どもや保護者のない子どもなどが生活する施設です。子どもの心理的なケアや個別的な対応を行い、家族に対する支援を行うとともに退所後の相談や援助も行います。

全国児童養護施設協議会
(<https://www.zenyokyo.gr.jp/>)

児童自立支援施設

非行や家庭環境その他の理由により生活指導等を要する子どもが入所する施設で、生活指導や学習指導などの自立支援を行っており、退所後の相談や援助も行います。

全国児童自立支援施設協議会
(<https://zenjikyoo.org/>)

児童心理治療施設

虐待を受けた子どもなど、心の治療が必要な子どもが入所または保護者の元から通所し、施設や家庭で生活しながら治療する施設で、医師や心理療法を担当する職員などが配置されています。

全国児童心理治療施設協議会
(<https://zenjishin.org/>)

母子生活支援施設

配偶者のない母親などその監護すべき子どもを保護し、母子の生活や自立を支援している施設です。

全国母子生活支援施設協議会
(<https://www.zenbokyou.jp/>)

自立援助ホーム

何らかの理由で家庭や施設にいられなくなった義務教育終了後の子どもたちが入居し、生活する場所です。ホームでの暮らしの中で相談、その他の日常生活の援助に加え、就業の支援をします。

全国自立援助ホーム協議会
(<https://zenjienkyoo.jp/>)



オレンジリボンの運動を知ってください

～オレンジリボンには、「子ども虐待防止」というメッセージが込められています～



私たち児童虐待防止全国ネットワークは、全国に広がったオレンジリボン運動を大切に大きく育てるため、2006年よりオレンジリボン運動の総合窓口を担っています。「子どもへの虐待をなくしたい」という理念のもとに、オレンジリボンをシンボルとして、目指すべき目標（オレンジリボン憲章）を定めました。

オレンジリボンが、たくさんの皆様の心に届きますよう、オレンジリボンが子どもたち、そして子育て中の親子の心を包み込みますよう、「子ども虐待防止オレンジリボン運動」に、ぜひご協力をお願いいたします。

リボンに、オレンジ色を選んだ理由

—オレンジ色はあたたかさや明るさの象徴です—

オレンジの色は里親家庭で暮らす子どもたちが明るい未来を表す色として選びました。

オレンジリボン運動の起源は、痛ましい事件から

2004年、栃木県小山市で3歳と4歳になる二人の可愛らしい兄弟が何度も何度も父親の友人から暴行を受けていました。警察に通報されていったんは保護されながら、周囲の諸機関が適切な措置を取らなかったために、9月11日ガソリンスタンドや車の中でまたさんざん暴行を受け、息も絶え絶えの状態ですら川に投げ込まれて幼い命を奪われる、という痛ましい事件が起こりました。

2005年、栃木県小山市の「カンガルーOYAMA」という団体が、二度とこのような事件が起こらないようにという願いを込めて、子ども虐待防止を訴える「オレンジリボン運動」を始めました。そして、NPO法人「里親子支援のアン基金プロジェクト」が協力し、大きく育てました。

オレンジリボンに願いを込めて、全国に活動を広げています

子どもが虐待を受け、命を失ってしまうという事件が年間70件を超えています。それだけではありません。虐待を受け、苦しんでいる子どもたちたちがどんどん増え続けています。そして、その苦しみの余り自らの命を絶ってしまう子もいます。私たち児童虐待防止全国ネットワークは、このような事件が決して起きてはならないという願いを込めて、2006年からオレンジリボン運動の総合窓口を担っています。国や自治体などのバックアップもあり、子ども虐待の現状に直面する児童福祉の関係者をはじめ、各種団体・企業・個人の皆様へと、全国的に活動が広がっています。



オレンジリボン憲章

私たちは、子どもの成長と発達を支援することが
社会全体の責任であることを自覚して、
次のとおり行動します。

1 私たちは、子どものいのちと心を守ります。

2 私たちは、家族の子育てを支援します。

3 私たちは、里親と施設の子育てを支援します。

4 私たちは、地域の連帯を拡げます。

私たちは、子ども虐待のない社会を目指します。

啓発活動のための各種ツール

オレンジリボン運動は、一人ひとりの胸にオレンジリボンをつけていただき、「子ども虐待」について知ってもらうための活動です。ピンバッジやポスター、チラシなどの配布やホームページなどを通じて、広く皆様に虐待に関する情報を提供しています。

ピンバッジ

オレンジリボンのピンバッジです。いつも身につけていただき、子ども虐待防止をPRしてください。台紙にもオレンジリボンのメッセージがこめられています。



布製オレンジリボン

台紙付き、個包装の布製リボンです。職場の皆さんで胸に着けたり、配布用にも活用ください。裏に安全ピン&クリップが付いている2wayタイプもあります。



Tシャツ

イベント等で着用するなど広くご活用いただけます。



啓発シール

名刺や封筒などに貼ってご活用いただけます。



クリアファイル

書類やイベント等で配布資料入れにご活用ください。



今治ハンカチタオル

オレンジリボンマークが刺繍された肌触りの良い、高品質の今治タオルです。



ボールペン

イベントなどで配布するなど、活用ください。



ネックストラップ

オレンジの紐にオレンジリボンのロゴとStop! Child Abuseが印刷されています。職場等でご活用ください。



ポスター・チラシ

「子どもへの虐待をなくそう!」とオレンジリボンの趣旨を説明するポスターとチラシを配って、子どもへの虐待防止を呼びかけています。



ホームページ

オレンジリボン運動公式サイトでは、オレンジリボン運動の活動紹介のほか、子どもへの虐待についての説明や統計データ、相談窓口に関するご案内も掲載しています。



<https://www.orangeribbon.jp/>

自治体や企業も、オレンジリボン運動に

団体、企業、自治体、こども家庭庁にご協力いただき、子ども虐待防止の象徴として「オレンジリボン」を啓発活動のいろいろな場面(イベント、グッズ制作、配布活動等)で活用していただいています。

オレンジリボンのホームページ(<https://www.orangeribbon.jp/>)でも、全国のイベントや情報を随時紹介しています。(以下ご紹介は、これまでの一例です)

ランドマーク施設等をオレンジ色にライトアップ

- 東京タワー
- お台場 自由の女神像
- 観覧車(下関市)



東京タワー



下関観覧車

オレンジリボンタイアップグッズの制作・配布活動

- 11月全国一斉オレンジリボン啓発マスク街頭配布
- 春のオレンジリボンキャンペーンでのポスター掲示
- 缶バッジ街頭配布(ハーレーサンタCLUB)
- 虐待防止およびオレンジリボン啓発ステッカー配布(株LIFULL)
- オレンジリボン支援自動販売機(全国)
- ゴルフボール、グローブ販売(株ゴルフ・ドゥ)
- 「eしお天日塩」販売(赤穂あらなみ塩株)
- SBIグループの役職員一同でオレンジリボングッズを活用した普及啓発活動



啓発マスク街頭配布

スポーツなどでのPR

- プロ野球公式戦での「オレンジリボン運動デー」の開催(埼玉西武ライオンズ)
- バスケットボール試合会場でのオレンジリボン啓発(全国)
- 女子サッカー「なでしこリーグ」の公式戦での啓発(福岡アークラス)
- サッカーJリーグ等、各自治体との連携によるキャンペーン(全国)
- ボートレースにてオレンジリボン運動支援活動を展開



埼玉西武ライオンズ



アルパルク東京



ボートレース浜名湖



福岡アークラス



ステッカー



アライ興産(株)

オレンジリボンバス、電車などでのPR

- 東急バス 車内に啓発広告掲示
- 西武鉄道 車両に親子おえかきコンテスト作品展示
- 路線バスの車体に啓発広告掲示(茨木市)



東急バス



路線バス

取り組んでいます

オレンジリボンツリー等オブジェの作成・設置

- ポスター掲示による街頭啓発(大和商事株)
- 工事現場の養生シート(株朝日リビング)
- オレンジリボンツリー(全国)
- 都庁でのポスターコンテスト作品パネル展示



大和商事



朝日リビング



都庁パネル展示



オレンジリボンツリー

WEBページやSNSを活用した啓発

- オレンジリボン募金サイトの設置(auじぶん銀行株)
- 不動産専用サイトにて周知(イタンジ株)
- 通販サイトでのチャリティ企画(株メリックス)
- スポーツ選手による啓発メッセージの配信など



auじぶん銀行



さまざまなイベントでのPR

- ドリーム夜さ来い祭り
- 全国各地で「オレンジリボンたすきリレー」の実施
- チャリティ釣り大会およびゴルフ大会(株タックルベリーほか)
- ゴスペルやコンサートでの啓発(全国多数)
- 熱気球での虐待防止啓発(三郷青年会議所)
- 子育てフェスタ、親子参加型イベント内での啓発(全国多数)
- 「子ども虐待防止」をテーマとしたオリジナルミュージカル
- こども食堂内でオレンジリボン啓発(全国)
- ご当地キャラクターによる啓発(全国)
- 図書館での特設コーナーの設置
- ママ&プレママ対象の育児講座など



ドリーム夜さ来い



たすきリレー(CSRびわこ)



ibuki Music Associates



熱気球



子どもの育ちを応援する会



オレンジリボンマン
(紙風船)

「子ども虐待防止オレンジリボン」の総合窓口

認定NPO法人 児童虐待防止全国ネットワーク

2001年の設立以来、個人サポーター、支援団体・企業、関係省庁や自治体などに支えられ、「子ども虐待のない社会」の実現を目指し、オレンジリボンをシンボルマークに虐待防止の啓発活動、虐待防止制度改善のための提言、関係団体との情報共有、関係者の対応力向上のためのシンポジウム・研修などの活動を行っています。

主な活動内容

- 子ども虐待に係る情報共有、意見交換を目的とするシンポジウムや子ども虐待防止にかかわる専門職の対応力向上のための研修などの開催
- 子ども虐待防止の法律や制度の改善、子ども子育て支援活動の充実強化のための調査と提言
- 「子どもの虐待死を悼みのちを語る市民集会」子どもの命の大切さなどを訴えるイベントの開催
- 毎年全国100ヶ所以上でオレンジリボンを活用したイベントを開催および支援
- 子どもと子育て支援による子ども虐待予防イベントの実施
- オレンジリボン運動による子ども虐待防止啓発事業の実施
- 子ども虐待防止のために「市民一人ひとりができること」を考えるワークショップや学生による報告会の開催
- 子ども虐待防止活動を担う民間団体の支援と団体相互の連携の推進



シンポジウム



鎮魂集会



鎮魂の行進



オレンジリボンフェスタ



学生報告会

<https://www.orangeribbon.jp/>

発行／認定NPO法人 児童虐待防止全国ネットワーク
〒156-0043 東京都世田谷区松原1-45-10 KTスクエア4B
Tel:03-6380-6380 Fax:03-6379-3500 E-mail:info@orangeribbon.jp